

生活道路の法定速度の引き下げについて

【ご意見】(令和8年6月 25 日受付)

1. 令和8年9月1日から、道路交通法の改正により、生活道路の法定速度が 30 キロに引き下げられるとの新聞記事がありました。
市の管理する道路のほとんどが対象になると思われますので、市報に掲載をお願いします。市報は各戸に配布されるため周知方法として最適だと考えます。
2. 法定速度が守られるためには、注意喚起の看板や路面への表示が必要になると思われます。
区からの小規模修繕では、「とまれ」「徐行」などの道路表示の修繕について市へ申請していますが、同様に対象になりますか。

【回答】

道路交通法の改正により令和8年9月1日より生活道路の法定速度が引き下げられることにつきましては、千曲警察署交通課とも相談しながら、市報9月号で周知啓発を行う予定で準備を進めております。

また、啓発看板の原材料支給や路面への道路標示等につきましては、区・自治会からの要望に基づき、予算の範囲内で実施します。

担当 市民生活課